

令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定
支援業務委託仕様書

令和5年5月
長野県長和町

令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名称

令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

2 業務の目的

長和町（以下、「本町」という。）では、令和元年6月に開催した20カ国・地域が集まるG20 エネルギー・環境関係閣僚会合が開催されたことを機にゼロカーボンへの機運が高まり、令和4年8月、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。そして、長和町の美しき耀きを後世へ引き継ぎます。」と宣言した。この宣言に基づき、2050年ゼロカーボンを達成するためには再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていくことが重要である。

「令和5年度 長和町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）」では、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本町の温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本町の2050年脱炭素社会の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討し、再生可能エネルギーの最大限導入のための計画策定することを目的とする。

3 業務の対象区域

長和町全域

4 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・現状分析

本町の現状における温室効果ガス排出量を算出する。また、本町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、再エネ導入及び温室効果ガス削減に向けた取組に関する基礎情報の収集と現状分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の特性や国及び本町の温室効果ガス削減対策の効果を踏まえ、本町の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数のパターンに分けて行う。

(3) 再エネ導入ポテンシャル調査

本町の自然的・社会的条件を踏まえ、本町における再エネ導入のポテンシャルを統計、現地調査等を踏まえて推計する。

(4) 将来ビジョンと脱炭素シナリオの作成

(2)の将来推計及び(3)の再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、2050年ゼロカーボンに向けた本町の将来ビジョンと、ビジョンの達成に向けた脱炭素シナリオを作成する。

(5) 再エネ導入目標の設定

地域の再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、本町の再エネ導入目標を設定する。

(6) 脱炭素ロードマップ作成

脱炭素シナリオの実現及び再エネ導入目標の達成のため、分野別に必要な施策や指標について検討し、重要な施策に関する構想を策定する。

(7) 計画の推進体制

脱炭素シナリオの実現及び再エネ導入目標達成のための施策を推進する、庁内外の体制の検討を行う。

(8) 報告書の作成

上記(1)～(7)の調査について、調査・検討内容の取りまとめ、報告書及び報告書概要版を作成する。なお、報告書については、今後予定している地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に活用できるものとなるよう配慮すること。

(9) 打合せ・協議

本町又は受託者が必要とする場合、適宜対面又はオンラインにて打合せ・協議を行うこと。

(10) 長和町地球温暖化対策実行計画策定委員会の運営支援

本町が開催する会議(4～5回予定)に対し、会議資料の作成を支援すること。また、議事録要旨を作成すること。

5 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 報告書(A4判製本、A3判の折込可) 印刷物 10部
- (2) 報告書概要版(A3判見開き) 印刷物 10部
- (3) 上記(1)の原稿一式(電子データ)及び概要版電子媒体 一式
- (4) その他本業務に使用した各種資料の電子データ 電子媒体 一式

6 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、長和町個人情報保護条例等に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (4) 本業務は、環境省補助事業である「令和4年度(第2次 補正予算) 二酸化炭素排出抑

制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して行うものであり、同補助事業の趣旨を十分に理解し、どう補助事業の交付規程及び公募要領等に基づき実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。

- (5) 環境省補助の性質上、本業務は将来における本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては同計画の策定素案となり得る形を取ること。

7 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。